

第602回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和5年8月9日（水）

公聴会終了後

場所：茨城県庁17階農林水産部会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 茨城県知事免許における区画漁業権の内水面漁場計画について（答申）

第2号議案 東京都知事免許（江戸川）における共同漁業権の免許について（諮問）

第3号議案 東京都知事免許（江戸川）における遊漁規則の認可について（諮問）

第4号議案 千葉県知事免許（利根川）における共同漁業権の免許について（諮問）

第5号議案 千葉県知事免許（利根川）における遊漁規則の認可について（諮問）

第6号議案 さけ特別採捕許可について（諮問）

第7号議案 うなぎ稚魚漁業について（協議）

6 その他

7 閉 会



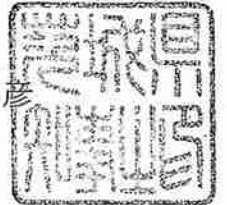
漁諮問第6号

茨城県内水面漁場管理委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、茨城県内水面漁場計画を別紙のとおり定めたいので、同法第67条第2項において準用する同法第64条第4項の規定に基づき、意見を求める。

令和5年6月20日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

茨城県内水面において現在免許している第2種区画漁業権の存続期間は、令和5年12月31日をもって満了するが、当該水面における漁業生産力の発展と水面の総合的な利用の推進を図るためには、引き続き漁業の免許をする必要があり、また、漁業調整その他公益にも支障を及ぼさないと認められるので、別紙のとおり内水面漁場計画の案を作成し、意見を求めるものである。

茨城県内水面漁場計画（案）

1 公示番号 茨内区第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種区画漁業	魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県水戸市松本町墓所下2275番1地先

(3) 漁場の区域

ため池（通称 谷中池） 1,655平方メートル（別図のとおり）

3 制限又は条件

養殖できる水産動植物は、令和5年4月20日茨城県告示第551号で公示した方法により公表した第5種共同漁業の免許において漁業の名称に示した水産動植物及びめだかに限る。

4 免許予定日

令和6年1月1日

5 申請期間

令和5年10月1日から同年10月31日まで

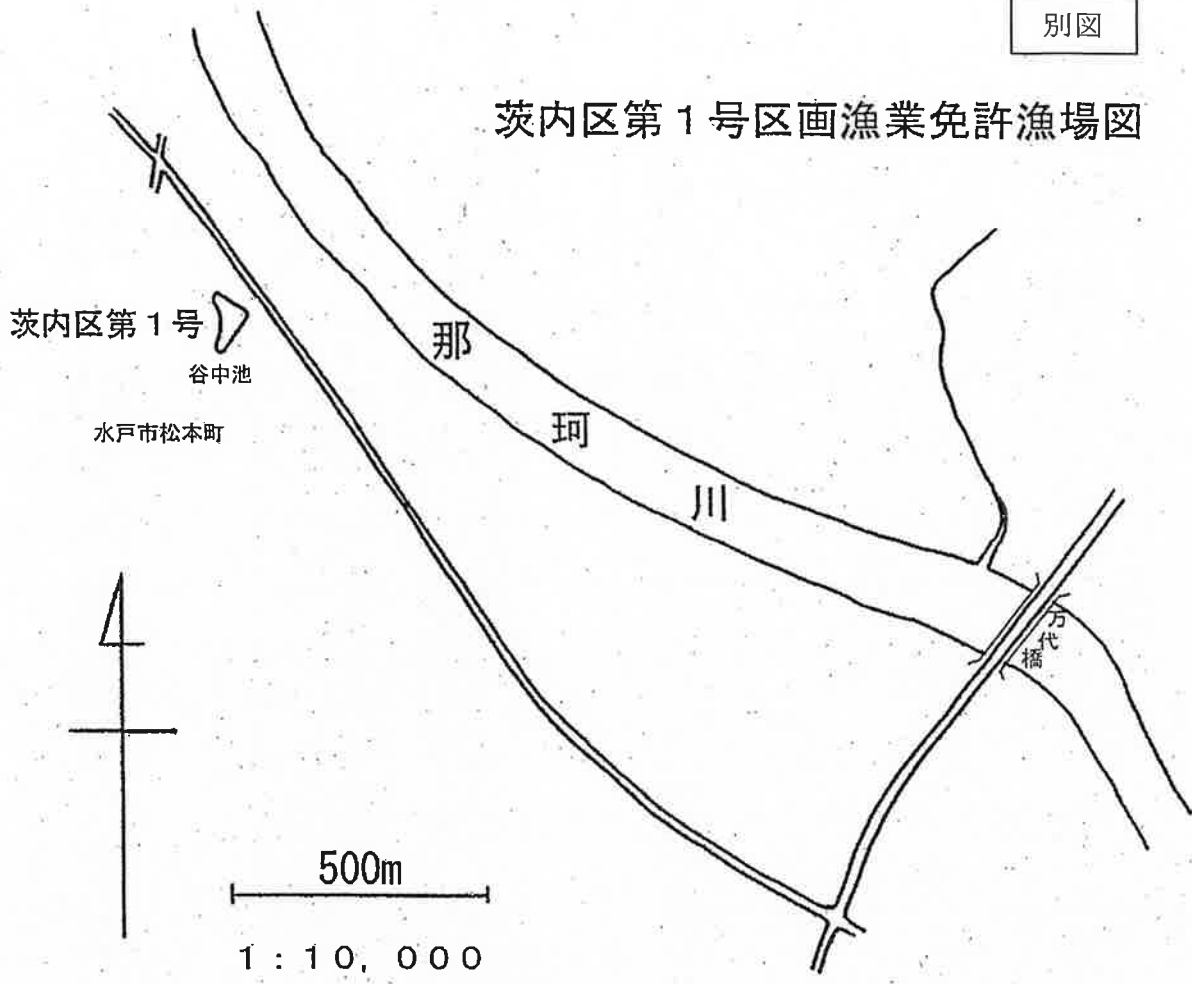
6 存続期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

7 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

茨内区第1号区画漁業免許漁場図





茨城県内水面漁場管理委員会会長 殿

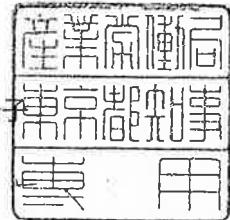
令和5年5月12日付で公示した東京都の内水面における共同漁業に係る漁場計画のうち、江戸川における共同漁業について、別紙のとおり免許申請がありました。

つきましては、別紙の申請者に免許することについて、漁業法第70条及び第171条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

なお、免許交付予定日の関係から令和5年8月18日（金曜日）までに回答願います。

令和5年7月5日

東京都知事 小池 百合子



内水面漁業権免許申請内容、審査一覧表

公示 番号	漁業権 の種類	関係都県	免許申請者		水協法の規定 に基づく総会 の議決	漁業法第71条 (免許をしない場合)		漁業法第72条第2項第2号の規定に よる資格を証する書面 (2/3以上)		漁業法第106条第4項に規定する同意を 証する書面 (2/3以上) ※第1種のみ	
			住所	申請者		漁場計画と 同一	不当集 中の虞	所有者等の同意	組合員世帯 数 / 世帯数	組合員数 / 世帯数	組合員数 / 世帯数
内共 第11号	第1種 第5種	東京都 埼玉県 千葉県 茨城県	東京都江川区江戸川4-16-36 埼玉県越谷市大圃野4-48-2 千葉県松戸市松戸1721-3 千葉県市川市塩浜1-17-3	(代) 東京都漁業協同組合 埼玉県漁業協同組合 松戸市漁業協同組合 市川市漁業協同組合	有 有 有 有	適 無	-	57 / 57 15 / 15 32 / 32 73 / 73 177 / 177	57 / 57 15 / 15 32 / 32 73 / 73 177 / 177	57 / 57 15 / 15 32 / 32 73 / 73 177 / 177	有 有 有 有

※(代)は代表申請者

※組合員世帯数/世帯数とは、関係地区内に住所を有し、当該河川において1年に30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者の属する世帯数である

※「漁場計画と同一」は漁業法第67条第2項で準用する第64条の規定により公示した内容と同一の申請

※「不当集中の虞」は同種の漁業を内容とする漁場の不当な集中に至る虞の有無

※「所有者の同意」は免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有にかかる場合において、その所有者又は占有者の同意の有無

漁業権関係提出書類一覧表

漁業権番号	種類	申請日	申請漁協名	漁業権										行使規則				遊漁規則 (第5種のみ)									
				手数料	申請書	事業計画書	代表者選定届	共同申請理由書	誓約書	資格を証する書面	組合員名簿	登記事項証明書	総会議事録	定款	申請書	規則案	行便契約書	管理委員会	同意書 ※別種のみ	総会議事録	申請書	規則案	代表者選定届	遊漁規則誓約書	総会議事録		
内共11号	第5種	6月30日	東京東部 松江市 市川市 埼玉東部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第十一 公示番号 内共第十一号

一 漁業の位置及び区域

(一) 漁場の位置 江戸川区及び葛飾区の各地先

埼玉県三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町、同郡杉戸町

春日部市及び幸手市の各地先

千葉県浦安市、市川市、松戸市、流山市及び野田市の各地先

茨城県猿島郡五霞町地先

(二) 漁場の区域 次の基点第二十八号と基点第二十九号とを結ぶ線から基点第三十号

と基点第三十一号とを結ぶ線までの江戸川の本流、基点第三十二号

と基点第三十三号とを結ぶ線より上流の旧江戸川の区域及び千葉県

野田市関宿町地先の江戸川左岸の高水敷内から江戸川の本流に流入

する水路の各区域

基点第二十八号 千葉県市川市稲荷木行徳可動堰上流端（江戸川左岸）

基点第二十九号 千葉県市川市河原行徳可動堰上流端（江戸川右岸）

基点第三十号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端（江戸川左岸）

基点第三十一号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端（江戸川右岸）

基点第三十二号 千葉県浦安市富士見三丁目東京電力送電線鉄塔（旧江戸川左岸）

基点第三十三号 江戸川区南葛西七丁目旧向卯水門跡（旧江戸川右岸）

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	しじみ漁業	同上
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	同上
	うなぎ漁業	同上

三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区
埼玉県三郷市、幸手市、吉川市、北葛飾郡杉戸町、同郡松伏町及び春日部市
千葉県市川市、松戸市、野田市、流山市及び浦安市
茨城県猿島郡五霞町

五 条件 茨城県猿島郡五霞町の関宿水閘門堰堤下流端から下流百メートルの
区域においては、網漁具の使用をしてはならない。

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで

漁場図

免許番号 内共第11号

漁場の位置 東京都江戸川区及び葛飾区の各地先

埼玉県三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町、春日部市、北葛飾郡杉戸町及び幸手市の各地先

千葉県浦安市、市川市、松戸市、流山市及び野田市の各地先

茨城県猿島郡五霞町地先

漁場の区域 次の基点第28号と基点第29号とを結ぶ線から基点第30号と基点第31号とを結ぶ線までの江戸川の本流、基点第32号と基点第33号とを結ぶ線より

上流の旧江戸川の区域及び千葉県野田市関宿町地先の江戸川左岸の高水敷内から江戸川の本流に流入する水路の各区域

基点第28号 千葉県市川市稲荷木行徳可動堰上流端（江戸川左岸）

基点第29号 千葉県市川市河原行徳可動堰上流端（江戸川右岸）

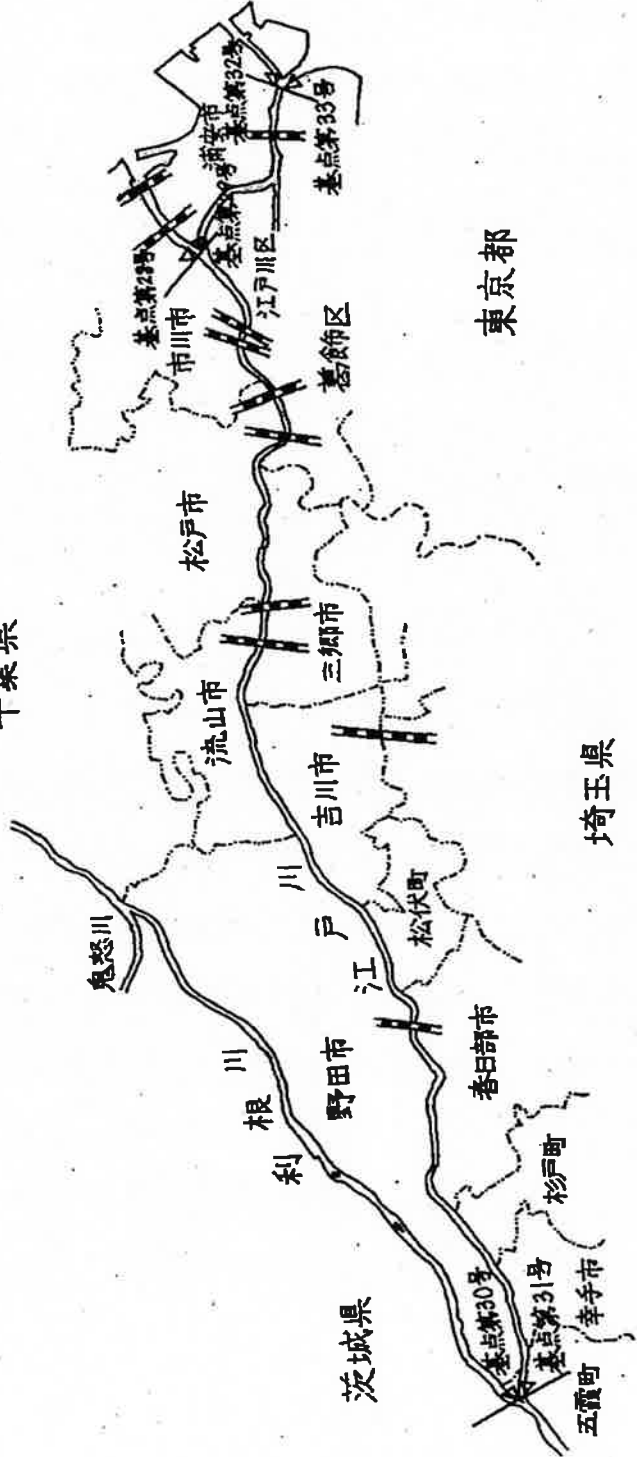
基点第30号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端（江戸川左岸）

基点第31号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端（江戸川右岸）

基点第32号 千葉県浦安市富士見三丁目東京電力送電線鉄塔（旧江戸川左岸）

基点第33号 東京都江戸川区南葛西七丁目旧向卯水門跡（旧江戸川右岸）

千葉県



1 : 200, 000

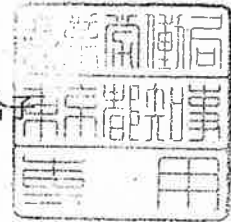
茨城県内水面漁場管理委員会会長 殿

令和5年5月12日付で公示した東京都の内水面における共同漁業に係る内水面漁場計画のうち、江戸川における内共第11号第5種共同漁業権に係る遊漁規則について、別紙のとおり漁業法第170条第1項に基づき認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

なお、免許交付予定日の関係から令和5年8月18日（金曜日）までに回答願います。

令和5年7月5日

東京都知事 小池 百合子



遊漁規則認可申請書

令和 5 年 6 月 30 日

東京都知事

殿

住所 東京都江戸川区江戸川 4-16-36
漁業協同組合の名称 東京東部漁業協同組合
代表者の氏名 小島 智彦

令和 5 年 5 月 1 2 日に公示された 内共第 1 1 号漁業権について、別添のように
内共第 1 1 号第 5 種共同漁業権遊漁規則を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請
します。

内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則
東京東部・埼玉東部・松戸市・市川市漁業協同組合

(目的)

第1条 この規則は、東京東部漁業協同組合、埼玉東部漁業協同組合、松戸市漁業協同組合、市川市漁業協同組合（以下「組合」と総称する。）の有する内共第11号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において、遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網、さで網、四ツ手網及びリール釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間等、遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護又は組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項に規定する遊漁料を同条第2項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁時間)

第3条 漁場の区域内においては、危険防止又は漁場管理上、日没から日出までの間の遊漁を禁止する。

(全長の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	18cm
うなぎ	26cm

(禁止区域等)

第5条 次の表のイ欄に掲げる区域内において、同表のロ欄に掲げる期間内は、同表のハ欄に掲げる漁具を使用して遊漁をしてはならない。

(イ) 区 域	(ロ) 期 間	(ハ) 漁具
茨城県猿島郡五霞町地先江戸川 関宿水閘門えん堤下流端から下 流100mに至る区域	1月1日から12月31日まで	網漁具

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし遊漁者が未就学の幼児又は小学生生徒の場合は無料、中学生生徒又は身体障害者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	遊漁料
こい ふな うなぎ	手釣、竿釣、たも網、さで網 四ツ手網（1辺1.5m未満のもの）	1日 300円
		1年 3000円
	リール釣	1日 500円
		1年 4000円
	上記以外の漁具、漁法	1日 1000円
		1年 5000円

2 遊漁料は次に掲げる場所において納付し、又は組合が別途指定する者に納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

東京東部 漁業協同組合事務所	東京都江戸川区江戸川4-16-36
埼玉東部 漁業協同組合事務所	埼玉県越谷市大間野町4-48-2
松戸市 漁業協同組合事務所	千葉県松戸市松戸1721-3
市川市 漁業協同組合事務所	千葉県市川市塩浜1-17-3

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法

- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは之を提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合既に納付した遊漁料の払戻はしないものとする。

(附則)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

2 この規則施行前に交付した遊漁承認証は、その期間中は有効なものとする。

水産第707号

茨城県内水面漁場管理委員会 様

利根川における漁業の免許について（諮問）

令和5年5月12日付け千葉県告示第203号で公示した内水面漁場計画の
公示番号内共第14号の漁業権について、別添のとおり免許申請がありました
ので、これら申請者に免許することについて漁業法第70条及び第171条
第4項の規定により諮問します。

令和5年7月20日

千葉県知事 熊谷 俊人
(公印省略)

(別添)

- ・ 漁業免許申請 審査一覧表 (内共第14号)
- ・ 共同漁業免許申請書 (内共第14号)

※免許申請書は添付書類を省略



漁業免許申請 審査一覧表(内共第14号)

1 共同漁業権

公示番号	漁業の種類(第○種共同漁業)	申請のタイプ	免許申請者(漁協名)	漁業免許申請書	定款及び登記事項証明書	事業計画書	適格性に関する書類	総会の議事録の抄本	漁業権の取得を決議した	代表者選定届	組合員名簿	免許をしない場合(漁業法第71条第1項)				所有者等の同意がない(第4号)
												適格性を有しない(第1号)	左記のうち、申請者の組合員である者の属する世帯数	適格性(第72条第2項第2号)	漁場計画の内容及異なる申請(第2号)	
内共第14号	5	団体(類似)	(代)手賀沼 印旛沼 新利根 鬼怒利根 埼玉県北部	○	○	○	○	○	○	○	○	333	有	同一	無	該当無
												333				
												12				
												47				
												43				
												76				
												26				
												34				
												1				
												0				
												0				
												0				
												0				
												9				
												12				
												12				
												5				
												15				
												19				
												18				
												4				

(代)は代表申請者 団体:団体漁業権 類似:類似漁業権
 ※湖沼(河川以外の内水面)における漁業権については、1年に30日以上漁業を営む者、河川における漁業権については、1年に30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者

漁業法

(免許をしない場合)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
- 二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
- 三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
- 四 免許を授けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

共同漁業免許申請書

令和 5年 7月 1日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

手賀沼漁業協同組合 外4組合

住所 千葉県柏市曙橋1番地

氏名 手賀沼漁業協同組合 代表理事組合長 川村光廣

下記によりの漁業の免許を受けたいので、漁業法施行規則第25条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 申請に係る漁業権の内容

令和5年5月12日千葉県告示第203号によって公示された内水面漁場計画の公示番号内共第14号の欄に記載のとおり

2 添付書類

(1) 定款及び登記事項証明書

(2) 事業計画書 漁業法第74条第2項の規定による漁業生産力の発展に関する計画のとおり（内共7号に係る漁業免許申請書に添付したので省略する）

(3) 適格性に関する書類

法第72条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

(4) 漁業権の得喪又は変更を決議した総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議事録の抄本（内共7号に係る漁業免許申請書に添付したので省略する）

(5) 共同申請する場合には、代表者選定届

(6) 組合員名簿（内共7号に係る漁業免許申請書に添付したので省略する）

※ (1)、(2)、(4) 及び (6) の手賀沼漁協及び印旛沼漁協の添付書類については、それぞれ内共第7号及び内共第8号に係る漁業免許申請書に添付したので省略する。

1 公示番号 内共第十四号

2 漁場の位置 千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先

3 漁場の区域 次の基点第一号とアの点を結ぶ線から基点第二号とイの点を結ぶ線までの利根川本流の区域（ただし、基点第三号とウの点を結ぶ線から上流の小貝川、基点第四号とエの点を結ぶ線から上流の鬼怒川、基点第五号と基点第六号を結ぶ線から下流の江戸川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の渡良瀬川の区域を除く。）

基点第一号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交差点

基点第二号 埼玉県加須市飯積地先の合の川防災ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識（利根川左岸）

基点第三号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の国土交通省キロ杭ゼロ点（小貝川左岸）

基点第四号 茨城県守谷市大木地先の鬼怒川護岸突端（鬼怒川右岸）

基点第五号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端（江戸川右岸）

基点第六号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端（江戸川左岸）

基点第七号 埼玉県加須市本郷地先の東武鉄道鉄橋左端橋礎（渡良瀬川右岸）

基点第八号 茨城県古河市中田新田地先の香取神社鳥居右柱（渡良瀬川左岸）

ア 基点第一号から三五二度の線と利根川左岸との交差点

イ 基点第二号から二三〇度の線と利根川右岸との交差点

ウ 基点第三号から二九二度の線と小貝川右岸との交差点

エ 基点第四号から六一度の線と鬼怒川左岸との交差点

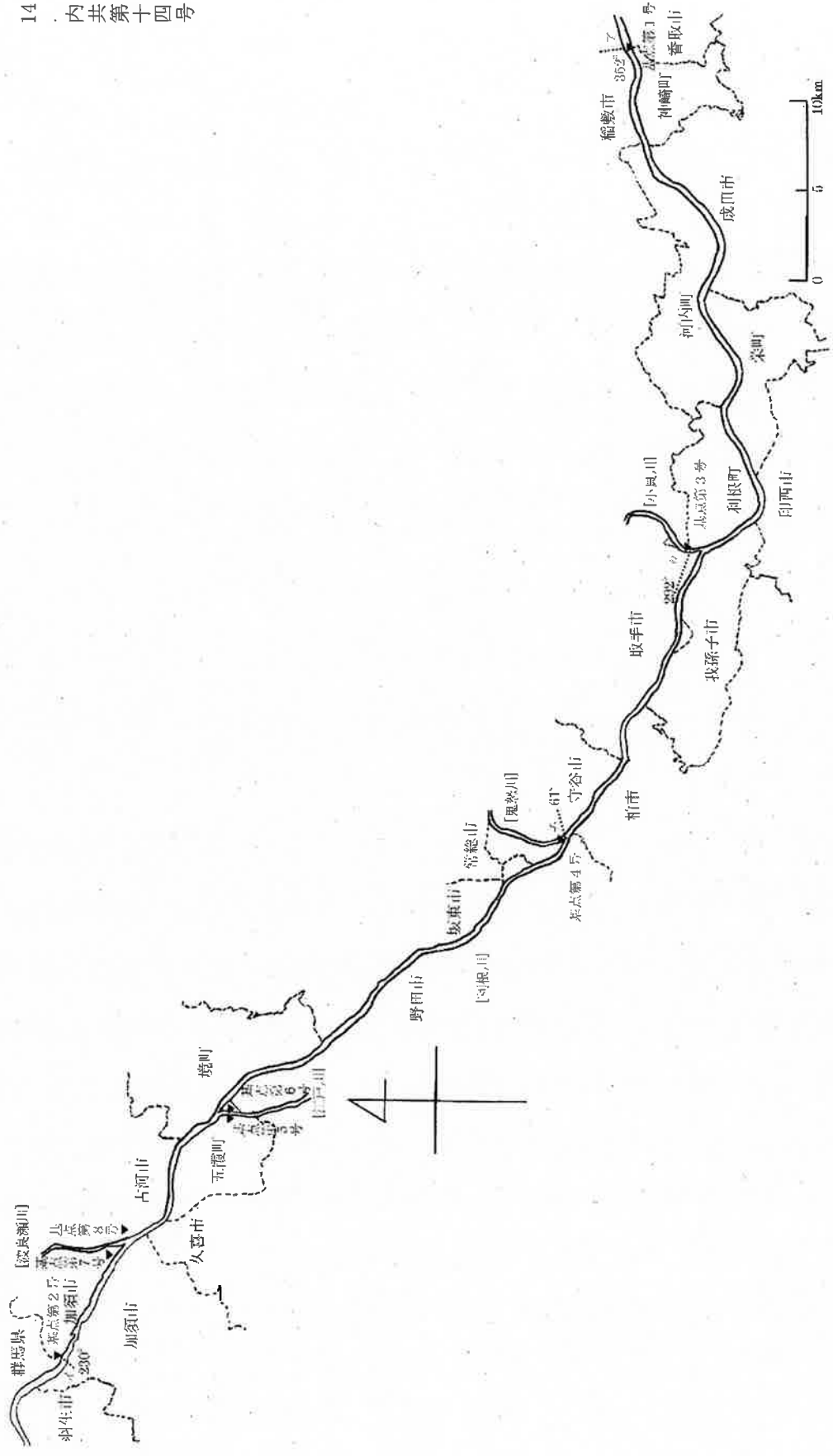
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	"
	うなぎ漁業	"

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、常総市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市

7 条件 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門堰堤上流端から上流五〇メートルの区域においては、網漁具を使用してはならない。



水産第708号

茨城県内水面漁場管理委員会 様

利根川における第5種共同漁業権に係る遊漁規則の認可について（諮問）

令和5年5月12日付け千葉県告示第203号で公示した利根川における共同漁業権に係る遊漁規則について、別添のとおり認可申請がありましたので、これら申請者に認可することについて漁業法第170条第4項の規定により諮問します。

令和5年7月20日

千葉県知事 熊谷 俊人
(公印省略)

(別添)

- ・遊漁規則認可申請 審査一覧表 (内共第14号)
- ・遊漁規則認可申請書 (内共第14号)
- ・遊漁規則 (内共第14号)



遊漁規則認可申請 審査一覧

公示番号	申請者 (漁業協同組合)	認可申請書類一覧						認可の基準(漁業法第170条第5項)	
		認可申請書	遊漁規則	総会議事録の抄本	遊漁料の額の算定根拠書類	代表者選定届	承認証(写し)発行通約書	遊漁を不当に制限するものでないこと(第1号)※A	遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること(第2号)※B
内共第14号	(代) 手賀沼 印旛沼 新利根 鬼怒利根 埼玉県北部	○	○	○略	○	○	—	○	○

※(代)は代表申請者

略:共通する書類のため添付が省略されているもの

水産庁長官通知(令和4年7月26日付け4水管第1167号)抜粋

※A 1 不当ではない場合

- ① 組合等が漁業権行使規則で組合員に課している一般的制限、例えば、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課すること。
- ② 水産動植物の繁殖保護、漁業調整の観点から採捕者の数を制限する必要がある、かつ漁業権行使規則で特定の漁具・漁法の使用を特定の資格を有する組合員にのみ認めて一般組合員には制限している場合に、遊漁者に当該特定漁具・漁法の使用を禁ずること。

2 不当な場合

- ① 組合等が漁業権行使規則で特に組合員に対して漁具・漁法を制限していない場合、遊漁者に対して漁具・漁法の制限をすること。ただし、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない場合に限る。また、キャッチアンドリリース区間について、漁業権行使規則で組合員に設置していない場合、これを遊漁者に設置すること。
- ② 従来、慣行として容認されていた特定漁具・漁法による遊漁について、当該漁具・漁法による遊漁を実質的に不可能にする制限。ただし、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない場合に限る。

※B

- ① 遊漁料の額の妥当性の基準となる「水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用」には、卵、種苗又は親魚購入費、放流事業費、漁場保護費等、組合等が増殖及び漁場管理に直接必要とする費用はもとより、これらの増殖、漁場管理事業に要する人件費、事務費等の間接費及び遊漁承認証の発行等の費用など遊漁者の便宜のために直接必要とする費用等も含む。この場合、組合等が経済事業等他の事業を行うときのこれらの事業と共通費用の配分については、増殖管理事業に従事する職員の員数、その従事する程度、事務の内容等から具体的に判断して配分を決定されたい。
なお、補償要求のための会議費等は、増殖及び漁場管理に関連のない経費であることに留意されたい。
- ② 遊漁料の額の妥当性については、①により、増殖及び漁場管理に要する費用の算定が妥当に行われているか、漁場を利用する組合員の負担額と遊漁料との間における当該費用の配分が実質的に公平か等によって判断されるものである。組合員の負担額と遊漁料との間の公平性については、それぞれの漁場の利用度、すなわち、人数の比率、採捕日数の比率、漁獲量の比率等を勘案して判断することとされたい。
- ③ 遊漁料の妥当性については、可能な限り、過去数年の関連資料を勘案したうえで、判断することとされたい。
- ④ 遊漁料は、必ず漁業権ごと、かつ、魚種、漁具・漁法ごとに決定されたい。ただし、特に、一県又は数県に共通の遊漁料を定める必要がある場合には、関係する漁業権を一括して算定することとされたい。
- ⑤ 一日の遊漁料と年間の遊漁料は、従来の慣例等から許容される合理的な範囲で、差を設けても差し支えない。

第Ⅲ号様式

遊漁規則認可申請書

令和5年 7月 1日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

住所 千葉県柏市曙橋1番
手賀沼漁業協同組合
代表理事組合長 川村 光廣

令和5年5月12日千葉県告示第203号によって公示された内水面漁場計画の公示番号内共第14号第5種共同漁業権について、別添のとおり遊漁規則を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

【添付書類】

- (1) 遊漁規則
- (2) 遊漁規則の制定を決議した総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議事録の抄本
- (3) 遊漁料の額の算定根拠書類（遊漁料の算定に係る調査表）
- (4) 共同申請する場合には、代表者選定届
- (5) 県内共通遊漁承認証の対象となる組合にあっては、内水面漁業協同組合連合会との契約書の写し

※ (2) (5) の添付書類については、内共第7号に係る漁業免許申請書に添付したので省略する。

手賀沼、印旛沼、新利根、鬼怒利根及び埼玉県北部漁業協同組合
内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、手賀沼漁業協同組合、印旛沼漁業協同組合、新利根漁業協同組合、鬼怒利根漁業協同組合及び埼玉県北部漁業協同組合の有する内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書（別記様式第1号）を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があつたときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、次の表の左欄の遊漁規則に基づき発行した遊漁承認証のうち、期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、それぞれ右欄の区域において遊漁する場合に限り、遊漁の承認を受け、遊漁料を納めた者とみなす。

遊漁承認証の種類	特例となる区域
手賀沼漁業協同組合 内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則	野田市地先から印西市地先まで（流水区域の中央線より千葉県側）
印旛沼漁業協同組合 内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則	栄町地先から神崎町地先まで（流水区域の中央線より千葉県側）
新利根漁業協同組合 茨内共第9、10、11号第5種共同漁業権遊漁規則	利根町地先の栄橋から下流（流水区域の中央線より茨城県側）
鬼怒利根漁業協同組合	利根町地先の栄橋から埼玉県境まで（流水区域

茨内共第4, 5号第5種共同漁業権遊漁規則	の中央線より茨城県側)
埼玉県北部漁業協同組合 共第5号第5種共同漁業権遊漁規則	茨城県と埼玉県との境から上流(流水区域の中 央線より埼玉県側)

6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証を持つ者は、埼玉県の区域内において、手釣、竿釣(リール釣りを除く。)で遊漁をする場合に限り、遊漁の承認を受け、遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 漁場の区域内においては、手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具・漁法によって遊漁してはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
四手網	網目の大きさ1. 6cm以上(千葉県区域) 網目の大きさ2. 3cm以上(14節以下)(茨城県区域)

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
こい	1月1日から12月31日まで(千葉県及び埼玉県区域) 6月11日から翌年5月10日まで(茨城県区域)
ふな、うなぎ	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、網漁具を使用して遊漁をしてはならない。

区域
茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門 堰堤上流端から上流50mの区域

2 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15 cm (茨城県区域)
	18 cm (千葉県及び埼玉県区域)
うなぎ	23 cm (千葉県及び茨城県区域)
	26 cm (埼玉県区域)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒及び肢体不自由者、その他障害を有する者など組合が特別に認めたときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

一 手釣・竿釣による遊漁の場合 (一般遊漁料)

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料 (消費税込)
こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	1日	300円
		1年	2,000円

二 その他の場合 (特別遊漁料)

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料 (消費税込)
こい、ふな、うなぎ	たも網、さ手網、四手網、 投網	1日	500円
		1年	3,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣・竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。

- (1) 手賀沼漁業協同組合 (千葉県柏市曙橋1)
- (2) 印旛沼漁業協同組合 (千葉県成田市北須賀上外埜1622-2)
- (3) 新利根漁業協同組合 (茨城県稲敷市江戸崎甲4368-5)
- (4) 鬼怒利根漁業協同組合 (茨城県常総市内守谷町1863)
- (5) 埼玉県北部漁業協同組合 (埼玉県加須市騎西51-7)
- (6) 組合指定販売店

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(試験研究等を目的とする採捕)

- 第12条 試験研究等を目的とする採捕であって組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、この規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。

(附則)

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則に基づき交付された遊漁承認証は、その承認期間中は有効なものとする。

別記様式第1号 遊漁承認申請書

遊漁承認申請書

〇〇漁業協同組合代表理事組合長 様

(住所)
(氏名)
(年齢)

下記のとおり遊漁の承認を申請します。

記

魚種	()
漁具・漁法	()
遊漁区域	()
遊漁期間	()

別記様式第2号 遊漁承認証

表

裏

<p style="text-align: center;">No</p> <p style="text-align: center;">遊漁承認証</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">遊 漁 者</td> <td style="width: 90%;">(住所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(氏名) (年齢)</td> </tr> </table> <p>承認期間 ()</p> <p>魚種 ()</p> <p>漁具・漁法 ()</p> <p>遊漁区域 ()</p> <p>遊漁料 ()</p> <p>発行者</p> <p>〇〇漁業協同組合 印</p>	遊 漁 者	(住所)		(氏名) (年齢)	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証は、漁業法第170条の規定によって当組合が定めた内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則に基づき発行するものです。 2 この証は、表記承認期間、魚種、遊漁区域等に有効です。 3 この証は、遊漁の際は、必ず携帯してください。 4 この証は、表記遊漁者以外は使用できません。 5 この証は、漁場監視員の要求があったときは掲示しなければなりません。 6 遊漁に際しては、遊漁規則をお守りください。 7 発行者の捺印のないものは無効です。
遊 漁 者	(住所)				
	(氏名) (年齢)				

別記様式第3号 漁場監視員証

表

裏

No	注意事項		
漁場監視員証	1 漁場監視員は、当組合が認可を受けた内共第14号に係る遊漁規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。		
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。	2 漁場監視員は、この証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。		
<table border="1"><tr><td data-bbox="239 537 319 571">(氏名)</td><td data-bbox="558 537 638 571">(年齢)</td></tr></table>	(氏名)	(年齢)	
(氏名)	(年齢)		
有効期間 ()			
発行者			
〇〇漁業協同組合			
印			



資料No.6

漁諮問第10号

茨城県内水面漁場管理委員会

さけ特別採捕について、茨城県内水面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第74号)第41条第1項の規定により、別紙のとおり許可をするにあたり、同条第9項の規定に基づき意見を求める。

令和5年8月3日

茨城県知事 大井川 和彦



別 紙

1. 許可申請者

- 1) 常陸大宮市塩原 2356 番地の 5
久慈川漁業協同組合
代表理事組合長 高杉 則行

- 2) (代表者)

- 東茨城郡城里町石塚 1684 番地の 1
那珂川漁業協同組合
代表理事組合長 添田 規矩

- (共同申請者)

- 水戸市東大野 32 番地の 3
那珂川第一漁業協同組合
代表理事組合長 小林 益三

- 3) 筑西市女方 107 番地の 3

- 鬼怒小貝漁業協同組合
代表理事組合長 宮田 芳男

2. 許可をしようとする理由

さけ人工ふ化放流事業を実施するため

3. 許可をしようとする内容

別添のとおり

別 添

令和5年度さけ特別採捕許可申請の概要

1. 久慈川

採捕数 10,000尾

使用漁具

建 網	2ヶ統	12名	10月 1日～12月 25日
投網(建網付帯)	2カ統	12名	10月 1日～12月 25日
流し網	7ヶ統	33名	9月 20日～10月 31日
おとり網	10ヶ統	20名	9月 20日～12月 25日
投網(おとり網付帯)	10カ統	20名	9月 20日～12月 25日

2. 那珂川

採捕数 30,000尾

使用漁具

建 網	1ヶ統	4名	9月 20日～12月 25日
投網(建網付帯)	2カ統	4名	9月 20日～12月 25日
流し網	52ヶ統	171名	9月 20日～10月 31日
いくり網	31ヶ統	164名	9月 20日～11月 30日
おとり網	22ヶ統	44名	10月 10日～12月 25日
友釣り	6ヶ統	12名	10月 10日～12月 25日

3. 鬼怒川

採捕数 5,000尾

使用漁具

建 網	1ヶ統	22名	10月 1日～12月 30日
投 網	1ヶ統	22名	10月 1日～12月 30日
地びき網	1ヶ統	22名	10月 1日～12月 30日

令和5年度 さ け 特 別 採 捕 許 可 内 容

1 久慈川漁業協同組合

許可の対象者	久慈川漁業協同組合				
適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項3号(さし網)、同条同項第7号(投網)、第31条(保護水面)、第32条(禁止期間)、第34条第1項第5号(さけ建網)、同条同項第8号(おとり網)、第36条(さし網の禁止期間)、第37条第1項第1号(久慈川禁止区域)、同条同項第2号(久慈川支流里川禁止区域)、同条第3項(久慈川禁止期間)、第38条(河口付近における採捕の制限)				
採捕する水産動植物の種類及び数量	さ け 10,000 尾				
使用漁具及び漁法	統 数	採捕の期間	採 捕 の 区 域	採捕に従事する者の住所氏名	使用船舶
建 網	2	10月1日から 12月25日まで	常陸太田市下河合町地先の久慈川及び常陸太田市落合町地先の里川。	計12名	な し
投 網 (建網付帯)	2	10月1日から 12月25日まで	建網の設置場所から上流及び下流50メートルまでの間の区域。	計12名	な し
流 し 網 (かさねさし網を除く)	7	9月20日から 10月31日まで	日立市留町地先茨城港日立港区第5埠頭水門と那珂郡東海村豊岡地先の下流側樋門とを結んだ線から上流の常陸太田市堅磐町地先の久慈川本流と支流里川との合流点に至る間の久慈川。	計33名	計34隻
おとり網	10	9月20日から 12月25日まで	常陸大宮市小貫地先から常陸太田市小島町地先までの間の久慈川及び常陸太田市里野宮町地先から同市落合町地先までの間の里川。ただし、里川に設置できるおとり網は1ヵ統に限る。	計20名	な し
投 網 (おとり網付帯)	10	9月20日から 12月25日まで	おとり網の設置場所から上流及び下流50メートルまでの間の区域。	計20名	な し
許可期間	令和5年9月20日から令和5年12月25日まで				
許可の条件	<p>(1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。 また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。</p> <p>(2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実態調査表及びさけ稚魚放流実績表を知事に提出しなければならない。</p> <p>(3) 許可を受けた者は漁法別採捕責任者及び地区別漁法別廃魚選任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。</p> <p>(4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>(5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。</p> <p>(6) 建網を設置する場合は、河川幅の8分の1以上を開通しなければならない。</p> <p>(7) 建網及びおとり網により採捕する場合には、標旗を掲げ、流し網により採捕する場合は、ゼッケンを着用するほか浮標(ボンデン)を、流し網の浮子網の片端に付けなければならない。</p> <p>(8) 増水等の理由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。</p> <p>(9) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。</p> <p>(10) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(9)の採捕従事者証を携帯しなければならない。</p> <p>(11) 採捕従事者証は、採捕従事者以外の者に貸与してはならない。</p> <p>(12) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。</p>				

2 那珂川漁業協同組合及び那珂川第一漁業協同組合

許可の対象者	那珂川漁業協同組合及び那珂川第一漁業協同組合				
適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項3号(さし網)、同条同項第7号(投網)、第32条(禁止期間)、第34条第1項第5号(さけ建網)、同条同項第8号(おとり網)、同条同項第9号(いくり網)、第36条(さし網の禁止期間)				
採捕する水産動植物の種類及び数量	さけ 30,000尾				
使用漁具及び漁法	統数	採捕の期間	採捕の区域	採捕に従事する者の住所氏名	使用船舶
建網	1	9月20日から 12月25日まで	常陸大宮市野田地先の那珂川。	計4名 (那珂川3名、那珂川第一1名)	なし
投網 (建網付帯)	2	9月20日から 12月25日まで	建網の設置場所から下流50メートルまでの間の区域。	計4名 (那珂川3名、那珂川第一1名)	なし
流し網 (かさねさし網を除く)	52	9月20日から 10月31日まで	ひたちなか市と東茨城郡大洗町との間に架設された海門橋上流端から那珂川市と東茨城郡城里町との間に架設された千代橋下流端に至る那珂川。	計171名 (那珂川20名、那珂川第一151名)	計141隻(那珂川18隻、那珂川第一123隻)
いくり網 (かさねさし網を除く)	31	9月20日から 11月30日まで	ひたちなか市と水戸市との間に架設された湊大橋上流端から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流1,000メートルの間の区域を除く。	計164名 (那珂川89名、那珂川第一75名)	計125隻(那珂川53隻、那珂川第一72隻)
おとり網 (堀釣を含む)	22	10月10日から 12月25日まで	水戸市飯富町及び同市下国井町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流1,000メートルの間の区域を除く。	計44名(那珂川44名)	なし
友釣り (堀釣を含む)	6	10月10日から 12月25日まで	東茨城郡城里町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流1,000メートルの間の区域を除く。	計12名(那珂川12名)	なし
許可期間	令和5年9月20日から令和5年12月25日まで				
許可の条件	<p>(1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。 また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。</p> <p>(2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実態調査表及びさけ稚魚放流実績表を知事に提出しなければならない。</p> <p>(3) 許可を受けた者は漁法別採捕責任者及び地区別漁法別廃魚選任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。</p> <p>(4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>(5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。</p> <p>(6) 建網を設置する場合は、河川幅の8分の1以上を開通しなければならない。</p> <p>(7) 建網、おとり網及び友釣りにより採捕する場合には、標旗を掲げ、流し網及びいくり網により採捕する場合は、ゼッケンを着用し行わなければならない。ただし、流し網にあつては、前記ゼッケンのほか浮標(ボンデン)を、流し網の浮子網の片端に付けなければならない。</p> <p>(8) 増水等の理由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。</p> <p>(9) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。</p> <p>(10) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(9)の採捕従事者証を携帯しなければならない。</p> <p>(11) 採捕従事者証は、採捕従事者以外の者に貸与してはならない。</p> <p>(12) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。</p>				

3 鬼怒小貝漁業協同組合

許可の対象者	鬼怒小貝漁業協同組合				
適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項第7号(投網)、第31条(保護水面)、第32条(禁止期間)、第34条第1項第1号(地びき網)、同条同項第5号(さけ建網)、第37条第1項第8号(禁止区域)				
採捕する水産動植物の種類及び数量	さけ 5,000尾				
使用漁具及び漁法	統数	採捕の期間	採捕の区域	採捕に従事する者の住所氏名	使用船舶
建網	1	10月1日から	筑西市伊佐山 JR 水戸線鬼怒川橋梁下から筑西市と結城市の間に架設された鬼怒川大橋までの間及び下妻市鎌庭地先鎌庭堰上流端から上流100メートル及び下流300メートルの間の鬼怒川。	計22名	計1隻
投網	1	12月30日まで			
地びき網	1				
許可期間	令和5年10月1日から令和5年12月30日まで				
許可の条件	<p>(1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。 また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。</p> <p>(2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実態調査表及びさけ稚魚放流実績表を知事に提出しなければならない。</p> <p>(3) 許可を受けた者は漁法別採捕責任者及び地区別漁法別廃魚選任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。</p> <p>(4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>(5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。</p> <p>(6) 建網を設置する場合には、さけ以外の遡河性水産動物の往来を妨げないように建網を管理しなければならない。</p> <p>(7) 建網及び地びき網により採捕する場合には、標旗を掲げて行わなければならない。</p> <p>(8) 増水等の理由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。</p> <p>(9) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。</p> <p>(10) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(9)の採捕従事者証を携帯しなければならない。</p> <p>(11) 採捕従事者証は、採捕従事者以外の者に貸与してはならない。</p> <p>(12) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。</p>				

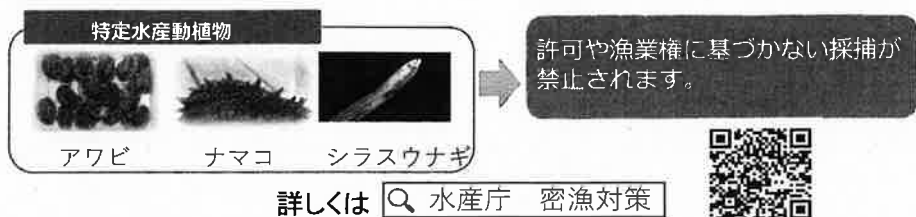
うなぎ稚魚漁業について

令和5年8月9日
茨城県農林水産部漁政課

本県では令和4年度まで、うなぎの増養殖用種苗供給のため、特別採捕許可により県内の2漁協に対してうなぎの稚魚の採捕を許可してきた。しかし、令和2年の漁業法の改正施行に伴い、令和5年12月から特別採捕許可ではうなぎの稚魚の採捕が行えなくなることから、新たな制度（知事許可漁業）へ移行する。

法改正について（うなぎの稚魚の特定水産動植物への指定）

うなぎの稚魚（13センチメートル以下のうなぎ、以下同じ。）は、改正漁業法において、悪質な密漁の対象となるおそれが大きい特定水産動植物に指定され、令和5年12月1日以降、採捕するには県知事による漁業許可や漁業権に基づく必要がある（違反の場合3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金）。

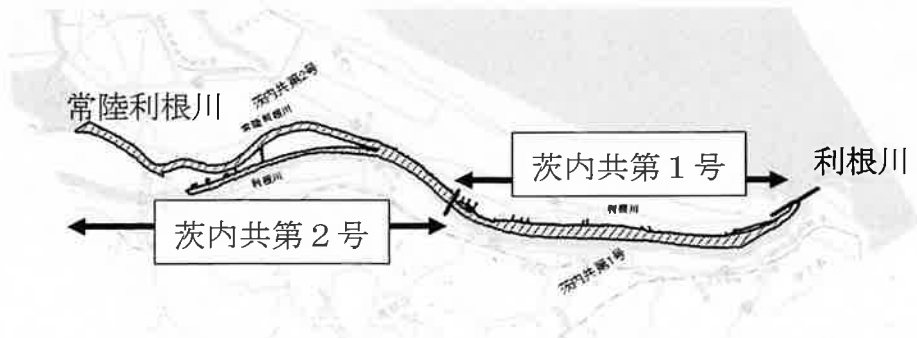


※アワビ、ナマコは適用済、シラスウナギ（うなぎの稚魚）は令和5年12月1日から適用

現行制度（特別採捕許可）から新制度（知事許可漁業）への移行

現在、利根川及び常陸利根川の漁業権漁場（茨内共第1号及び第2号）において、特別採捕許可によるうなぎの稚魚の採捕が行われている。しかし、当該河川でうなぎは、昭和43年から進められた霞ヶ浦総合開発事業により漁業補償がなされ、昭和53年に第5種共同漁業権の対象から外された。

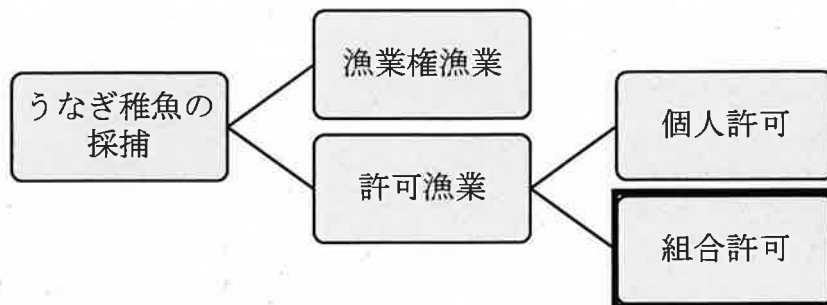
このため、うなぎの稚魚の採捕が特定水産動植物へ指定された後も当該区域において適法に行われるためには、漁業を許可化する必要があるため、漁業法と同時に改正施行した茨城県内水面漁業調整規則において「うなぎ稚魚漁業」を知事許可漁業として新設している。



知事許可漁業の発給対象者について

知事許可漁業の発給対象者は、以下の理由から組合とする。なお、本許可を受有する組合は、うなぎ稚魚漁業を「組合の自営事業」として営むこととなる。

- ①当県では、これまで組合を対象に特別採捕許可を発給しており、組合が採捕従事者や採捕量、流通を管理する体制があり、この仕組みを利用することが秩序維持に適切なため。
- ②個人許可の場合、従来の採捕者以外の者が許可受有者となると、漁場利用の秩序が乱れる恐れがある。



<参考>

他県の制度移行方針

都県	現行	新制度	備考
宮城県	特採（組合対象）	知事許可漁業（組合対象）	特採の体制を活用
神奈川県	特採（組合対象）	知事許可漁業（組合対象）	特採の体制を活用
千葉県	特採（個人対象）	知事許可漁業（個人対象）	特採の体制を活用 （許可受有者は1,000人を超える）
東京都	漁業権	漁業権	体制の移行なし 全長制限は特採で解除
徳島県	特採（組合対象）	知事許可漁業（個人対象）	組合が自営事業を希望せず、個人許可とした

利根川以外の河川におけるうなぎの稚魚の採捕について

うなぎ稚魚漁業の対象区域は、以下の理由から、現在特別採捕許可でうなぎの稚魚の採捕が行われている漁業権漁場（利根川及び常陸利根川）のみとする。

- ①うなぎが漁業権の対象種となっている利根川以外の主要河川（大北川、久慈川、那珂川）では、漁業権者（組合）が成鰻を利用するため、うなぎの稚魚の採捕を行わない意向であるため。
- ②うなぎの稚魚の遡上が確認されるその他の小河川では、秩序ある漁場利用の管理を行う体制が取れないため。

現行制度（特別採捕許可）と新制度（知事許可漁業）との相違点

県がこれまで特別採捕許可の許可基準として運用してきた「うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針」及び「しらすうなぎの特別採捕許可要領」と、概ね同じ内容で「うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針」を新たに制定する。

また、新制度において県は、許可をすべき漁業者の数、許可を受ける資格を有する者、漁業時期及び操業区域を「制限措置」として設定・公示し、許可申請のあった者を「許可の基準」に基づいて審査し、定数の範囲で許可の発給を行う。

なお、知事が「制限措置」、「許可の基準」及び「許可又は起業の認可を申請すべき期間」を定めようとするときは、漁場管理委員会の意見を聴くことが漁業調整規則に定められている。

現行制度（特別採捕許可）と新制度（知事許可漁業）の比較

項目	現行	新体制
採捕の根拠	特別採捕許可	知事許可漁業
許可の有効期間	12月1日～翌年4月30日	1年間
漁業種類		うなぎ稚魚漁業
許可をすべき漁業者の数	(2者)	2者
操業区域	はさき漁協 利根川のうち茨内共第1号共同漁業権の漁場区域 常陸川漁協 利根川及び常陸利根川のうち茨内共第2号共同漁業権の漁場区域	利根川のうち茨内共第1号共同漁業権漁場の漁場区域並びに 利根川及び常陸利根川のうち茨内共第2号共同漁業権の漁場区域
採捕期間／漁業時期	12月1日～翌年4月30日	12月1日～翌年4月30日
許可の対象者／漁業を営む者の資格	はさき漁協 常陸川漁協	操業区域の共同漁業権の漁業権者で、かつ、神栖市に住所を有する漁協（はさき漁協、常陸川漁協）
漁具の種類及び統数	はさき漁協 掛ぶくろ網 50ヶ統 常陸川漁協 火光利用すくい網 50ヶ統 ひき網 20ヶ統	茨内共第1号の漁場区域 掛ぶくろ網 47ヶ統 茨内共第2号の漁場区域 火光利用すくい網 50ヶ統 ひき網 20ヶ統

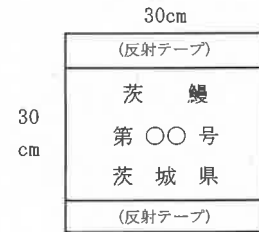
制限措置

項 目	現 行	新体制
採捕するうなぎ 稚魚の上限数量	はさき漁協 6,000kg 以内 常陸川漁協 200kg 以内	なし（※全国の池入れ量に応じた国の停止要請を受け、県による採捕停止措置あり）
罰 則	特採許可条件又は内容の違反 （特採により制限を解除せずに採捕を行った場合に相当） 6月/10万円	特定水産動植物の無許可採捕 3年/3,000万円 制限措置違反 3年/300万円

大きな変更点

（備考）

- ・ 作業時の規定のゼッケン（右図）の着用は引き続き義務とする。
- ・ たねうなぎ（13cm 以上）の採捕は引き続き特別採捕許可により対応する。



※地色は黄色文字は黒色
ゼッケン様式

今後のスケジュール

時 期	内 容
令和5年9月中旬	漁場管理委員会（制限措置等の諮問）
10月中旬	制限措置等の公示（県報掲載）、申請受付開始
11月中旬	申請締め切り
11月下旬	審査・許可証発行
12月1日	うなぎ稚魚漁業開始